

第十章 公の施設

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

○佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年6月29日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定の期間
- (5) 申請の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に係る収支計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(申請の資格の制限)

第4条 市長又は議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体は、指定管理者の指定の申請をすることができない。

(指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書による公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために市長が必要と認める基準

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、佐倉市指定管理者審査委員会の意見を聴いた上で総合的に判断するものとする。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 市長は、第3条の規定による申請がなかった場合、前条第1項各号に掲げる基準を満たす団体がなかった場合等により指定管理者の候補者の選定ができない状態において、当該公の施設について直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがあると認めるときは、第2条、第3条及び前条に規定する手續を経ずに指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、一の指定管理者が併せて複数の公の施設（教育委員会が管理するものを含む。以下この項において同じ。）の管理を行うことによってより事業効果が期待できると認められる場合であつて、当該複数の公の施設のいずれかについて現に指定管理者に管理を行わせて

いるものがあるときは、一の指定管理者に管理を行わせることができるまでの間に限り、第2条、第3条及び前条に規定する手続を経ずに、当該現に管理を行わせている指定管理者を当該複数の公の施設の指定管理者の候補者として選定することができる。

- 3 市長は、地域の運営によってより事業効果が期待できると認められる公の施設については、第2条に規定する手続を経ずに当該地域の地縁による団体（法第260条の2第1項に規定するものをいう。）等を指定管理者の候補者として選定することができる。

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、第5条又は前条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

- 2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、規則で定める事項について、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- （1） 管理業務の実施状況及び利用状況
- （2） 利用料金の収入の実績
- （3） 管理に係る経費の収支状況
- （4） 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項（業務報告の聴取等）

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

- 3 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

（原状回復の義務）

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことについて承認をしたときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（情報の管理等）

第14条 指定管理者は、佐倉市個人情報保護条例（平成17年佐倉市条例第3号）の趣旨にのっ

とり、個人情報適切に保護されるよう、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、当該公の施設の管理に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。
- 3 指定管理者は、佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号）の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に係る情報を適正に管理しなければならない。

（佐倉市指定管理者審査委員会）

第15条 指定管理者の候補者の選定について、市長の諮問に応じて調査及び審議するため、佐倉市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員6人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - （1） 学識経験を有する者
 - （2） 公募による市民
 - （3） 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 4 審査委員会は、必要があると認めるときは、指定に係る公の施設の管理運営について専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（市長による管理）

第16条 市長は、第11条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の理由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 前項の規定により市長が公の施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行う場合において、当該指定管理者の収入として收受させている当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）があるときは、市長は、自ら管理の業務を行う直前の利用料金の額を使用料として徴収するものとする。
- 3 市長は、前項の使用料について、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除し、又は還付することができる。
- 4 指定管理者が行う管理の業務に関する当該公の施設の管理に係る条例の規定は、第1項の規定により市長が自ら行う管理の業務について準用する。この場合において、当該規定に関する技術的読替えその他必要な事項は、規則で定める。

（教育委員会が所管する公の施設への適用）

第17条 教育委員会が所管する公の施設について、この条例を適用する場合においては、第2条、第3条、第5条から第10条まで、第11条第1項、第12条、第13条、第15条第1項並びに前条の見出し、同条第1項及び第4項中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第4条中「市長」とあるのは「市長、教育委員会の委員」と、第6条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、前条第2項中「市長が」とあるのは「教育委員会が」と、「自ら」とあるのは「教育委員会自ら」と、第2条、第3条、第8条、前条第4項及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成17年 9 月30日条例第26号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成20年 7 月 7 日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第15条第1項の規定により置かれた佐倉市指定管理者選定委員会及びその委員は、この条例の施行の日において、改正後の佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第15条第1項の規定により置かれた佐倉市指定管理者審査委員会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成26年 9 月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

○佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年6月29日規則第87号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年佐倉市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に明示する事項)

第2条 条例第2条第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額
 - (2) 利用料金に関する事項
 - (3) 条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (申請の手続)

第3条 条例第3条の申請書は、佐倉市公の施設指定管理者指定申請書（別記様式第1号）とする。

2 条例第3条第1号の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本方針に関する事項
- (2) 業務計画に関する事項
- (3) 運営体制及び組織に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第3条第2号の収支計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 収入に係る計画及びその説明に関する事項
- (2) 支出に係る計画及びその説明に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第3条第3号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
 - (2) 登記事項証明書（申請する団体が法人の場合に限る。）
 - (3) 市長が指定する年度に係る事業報告書、損益計算書（又は収支計算書）、貸借対照表及び財産目録
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (申請の資格)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体（複数の団体が共同して指定管理者の指定を受けようとする場合は、その構成員である団体）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない団体
- (2) 本市又は他の地方公共団体から複数の団体が共同して指定管理者の指定を受けた場合であって、当該複数の団体の責めに帰すべき事由により当該指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないときに、その構成員であった団体
- (3) 当該団体の役員（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 指定管理者の指定の手続において、公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (4) 破産手続開始の決定を受けた法人
- (5) 本市における一般競争入札への参加を制限されている団体
- (6) 市税を滞納している団体

2 前項に掲げるもののほか、必要とする申請の資格については、市長が別に定める。

(選定結果及び指定の通知)

第5条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請をした

全ての団体に対し、佐倉市公の施設指定管理者候補者選定結果通知書（別記様式第2号）によりその選定結果を通知するものとする。

- 2 市長は、条例第7条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、佐倉市公の施設指定管理者指定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。
（協定書に定める事項）

第6条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理経費の額及び支払方法に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 管理の業務に当たって知り得た個人情報の保護に関する事項
- (7) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（事業報告書）

第7条 条例第9条の事業報告書は、別記様式第4号によるものとする。

（審査委員会の組織等）

第8条 条例第15条の佐倉市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 委員は、指定管理者に応募した団体の代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている場合は、その審議に加わることができない。
- 8 審査委員会の庶務は、資産管理経営室において処理する。
- 9 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年7月21日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月7日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年5月31日規則第23号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。（後略）

別記

様式第 1 号

佐倉市公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 佐倉市長

所在地

団体名

代表者職氏名

印

佐倉市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第 3 条の規定により、次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設の名称

様式第 2 号

第 号
年 月 日

団体名

代表者職氏名 様

佐倉市長 印

佐倉市公の施設指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付で申請がありました公の施設の指定管理者の指定における候補者の選定については、以下の理由により 選定しました 選定しませんでした ので通知します。

1 公の施設の名称

2 理由

様式第 3 号

第 号
年 月 日

団体名

代表者職氏名 様

佐倉市長 印

佐倉市公の施設指定管理者指定通知書

年 月 日付で申請のありました公の施設の指定管理者の指定について、佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、以下のとおり貴団体を当該公の施設の指定管理者として指定します。

1 公の施設の名称

2 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第 4 号

事 業 報 告 書

年 月 日

(あて先) 佐倉市長

団体名

代表者職氏名

印

次の公の施設について、 年度の業務が完了しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び佐倉市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第 9 条の規定により報告します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) その他

○佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例

平成 18 年 9 月 29 日条例第 41 号
改正

平成 19 年 7 月 10 日条例第 17 号
平成 24 年 3 月 26 日条例第 7 号
平成 24 年 6 月 29 日条例第 28 号
平成 25 年 10 月 1 日横書き施行
平成 26 年 9 月 30 日条例第 27 号

佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、在宅の障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）に対し、その障害の程度に応じて発達を支援することにより、在宅の障害児の福祉の増進を図るため、法第 43 条第 1 号に規定する福祉型児童発達支援センターとして佐倉市さくらんぼ園（以下「さくらんぼ園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 さくらんぼ園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市さくらんぼ園	佐倉市大篠塚 1587 番地

(利用定員)

第 4 条 さくらんぼ園の 1 日の利用定員（さくらんぼ園において同時に児童発達支援（法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）又は放課後等デイサービス（同条第 4 項に規定するものをいう。以下同じ。）の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。）は、40 人とする。

(業務)

第 5 条 さくらんぼ園の業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の障害の程度に応じた、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定するものをいう。以下同じ。）及び障害児相談支援（法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定するものをいう。）の実施に関すること。

(2) その他利用者の福祉の増進に関すること。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、さくらんぼ園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にさくらんぼ園の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) さくらんぼ園の施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) 第5条各号に掲げる業務の実施に関すること。

(3) その他市長が必要と認める業務

(開所時間)

第8条 さくらんぼ園の開所時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができる。

(休所日)

第9条 さくらんぼ園の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が別に定める範囲内において土曜日に開所することができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「午後5時30分」とあるのは、「午後2時30分」とする。

(利用者)

第10条 さくらんぼ園を利用できる者は、法第21条の5の5第1項の規定による市町村の障害児通所給付費等を支給する旨の決定を受けた障害児とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第11条 さくらんぼ園を利用しようとする障害児の保護者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第 10 条に規定する利用者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) その他さくらんぼ園の管理上支障があると認められるとき。
(利用者の負担)

第 13 条 利用者は、児童発達支援、放課後等デイサービス又は保育所等訪問支援を受けたときは、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を負担するものとする。

(損害賠償の義務)

第 14 条 故意又は過失によりさくらんぼ園の施設又は附属設備その他器具等を滅失し、又は破損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、さくらんぼ園の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
(佐倉市立さくらんぼ園設置条例の廃止)
- 2 佐倉市立さくらんぼ園設置条例（昭和 47 年佐倉市条例第 10 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に廃止前の佐倉市立さくらんぼ園設置条例に基づきさくらんぼ園への通園の許可を受けている者は、第 7 条の規定によりさくらんぼ園の利用の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成 19 年 7 月 10 日条例第 17 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日条例第 7 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 29 日条例第 28 号）

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日条例第 27 号）

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

○佐倉市さくらんぼ園の管理及び運営に関する規則

平成 18 年 9 月 29 日規則第 72 号
改正

平成 19 年 3 月 30 日規則第 23 号
平成 19 年 7 月 10 日規則第 35 号
平成 24 年 3 月 30 日規則第 6 号
平成 25 年 10 月 1 日横書き施行
平成 26 年 9 月 30 日規則第 41 号

佐倉市さくらんぼ園の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例（平成 18 年佐倉市条例第 41 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、佐倉市さくらんぼ園（以下「さくらんぼ園」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第 2 条 条例第 11 条の規定によりさくらんぼ園の利用の許可を受けようとする障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定するものをいう。）の保護者（以下「申請者」という。）は、指定管理者（条例第 6 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があったときは、これを審査の上、利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(利用終了の手続)

第 3 条 さくらんぼ園の利用者が利用を終了しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、前項の届出により利用の終了を決定したときは、届出者に通知するものとする。

(利用者負担金の支払)

第 4 条 児童発達支援（法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定するものをいう。）又は放課後等デイサービス（同条第 4 項に規定するものをいう。）を受けた利用者は、指定管理者に対し、条例第 13 条に規定する利用者負担金のうち、法第 21 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費を控除した額を支払うものとする。

(利用者の遵守事項)

第 5 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指導員の指示がなく訓練を行い、又は訓練具を利用しないこと。

(2) 職員の指示に従うこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、さくらんぼ園の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(佐倉市立さくらんぼ園設置条例施行規則の廃止)

2 佐倉市立さくらんぼ園設置条例施行規則(昭和47年佐倉市規則第9号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則による廃止前の佐倉市立さくらんぼ園設置条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月10日規則第35号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第41号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

○佐倉市情報公開条例（抄）

平成13年3月28日条例第2号

（指定管理者の情報公開）

第22条 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により本市の公の施設の管理を行うものをいう。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に当たって保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に対し、情報公開を推進するため前項に定める必要な措置を講ずるよう指導を行わなければならない。

○佐倉市個人情報保護条例（抄）

平成17年3月24日条例第3号

（指定管理者の指定に伴う措置）

第12条の2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により本市の公の施設の管理を行うものをいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

（指定管理者等の責務）

第13条の2 指定管理者は、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の管理する公の施設の業務に従事している者又は従事していた者は、当該公の施設の管理に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 実施機関は、指定管理者における公の施設の管理の業務に係る個人情報の不適正な取扱いにより当該個人情報の本人の権利利益を侵害したことが明らかに認められる場合は、当該指定管理者に対して必要な措置を講ずることができる。

（指定管理者の個人情報保護）

第46条 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の開示等に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導を行わなければならない。

第5章 罰則

第52条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて保有個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 指定管理者の管理する公の施設の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合体であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときも、前項と同様とする。

第53条 前条第1項に規定する者が、その事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項に規定する者が、その事務に関して知り得た当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも、前項と同様とする。